所属長　殿

会計発第５３号
令和６年３月４日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

各種被保険者証等の記号・番号等の告知要求制限に伴う遺失物業務における留意事項について（通達乙）

令和２年10月１日に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）の「告知要求制限」が設けられているところであるが、この度、「告知要求制限」の対象が拡大されることとなった。遺失物業務における取扱い上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　告知要求制限の概要

個人情報保護の観点から、各種被保険者証等の記号・番号等の告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、原則として、本人確認等を目的として各種被保険者証等の記号・番号等の告知を求めることが禁止されるものである。

２　「告知要求制限」の対象となる各種被保険者証等の記号・番号等

別紙のとおり

３　遺失物業務における取扱い上の留意事項

(1)　書面への記載及びデータ記録の禁止

次に掲げる手続において、各種被保険者証等の記号・番号等を書面に記載し、又はデータに記録しないこと。

ア　遺失届の受理（遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）第５条関係）

イ　拾得物件の提出の受理（遺失物法（平成18年法律第73号）第４条関係）

ウ　施設占有者による拾得物件の交付の受理（遺失物法第４条関係）

エ　返還時の措置（遺失物法第11条）

オ　公務所等に対する照会（遺失物法第12条関係）

カ　施設占有者による拾得物件の提出及び同受理（遺失物法第13条関係）

キ　特例施設占有者による保管物件に関する事項の届出及び同受理（遺失物法第17条関係）

ク　特例施設占有者による返還時の措置（遺失物法第22条）

特に、受給者番号等又は生活保護法第80条の２第１項に規定する「公費負担者番号」及び「受給者番号」（受給者番号等）は、医療券、調剤券及び介護券（以下「医療券等」という。）に記載がなされている点に留意すること。

(2)　提示等を受ける場合の措置

告知要求制限は、本人確認のためその氏名等を証するに足りる書面（以下「身分証明書」という。）として、別紙の番号１から７に掲げる記号・番号等について記載された被保険者証、別紙の番号８に掲げる番号等について記載された医療券等及び別紙の番号９に掲げる記号・番号等について記載された自衛官診療証（以下「保険証等」と総称する。）の提示を求めることまでは制限していないが、「告知要求制限」に抵触しないよう、遺失物法施行規則第20条に規定する遺失者又は権利取得者の確認において、身分証明書として保険証等の提示等を受ける場合は、以下の措置を講ずること。

ア　当該保険証等の各種被保険者等の記号・番号等を書き写さないこと。

イ　当該保険証等の写しをとるときは、当該写しの各種被保険者証等の記号・番号等に復元できない程度のマスキングを施すこと。

ウ　当該保険証等の写しの提出を受ける場合は、提出者に対し、各種被保険者証等の記号・番号等にマスキングの措置を施すよう教示した上で提出を求めること。また、各種被保険者証等の記号・番号等にマスキングが施されていない写しの提出を受けた場合は、当該写しの提出を受けた者においてマスキングを施すこと。

なお、各法律の改正施行以前に書き写し、写しをとり、提出を受けたものについては、各種被保険者証等の記号・番号等のマスキング等の措置は要さないものとする。

(3)　その他、遺失物業務において保険証等を取り扱う場合は、上記(1)及び(2)を踏まえ、適切に取り扱うこと。

４　施設占有者への周知

署にあっては、上記１～３の内容について、施設占有者への周知にも努めること。特に、特例施設占有者にあっては、遺失物法施行規則第37条に規定する遺失者又は権利取得者の確認において、身分証明書として保険証等の提示等を受ける場合は、上記３(2)と同様の措置が講じられるよう周知すること。

別紙

告知要求制限の対象となる各種被保険者証等の記号・番号等

番号	告知要求制限の対象被保険者証等	告知要求制限 開始年月日
1	健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の２第１項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）	令和２年10月１日
2	船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の２第１項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）	令和２年10月１日
3	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等（保険者番号及び加入者等記号・番号）	令和２年10月１日
4	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）	令和２年10月１日
5	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する「被保険者記号・番号等」（保険者番号及び被保険者記号・番号）	令和２年10月１日
6	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）	令和２年10月１日
7	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）	令和２年10月１日
8	受給者番号等又は生活保護法第80条の２第１項に規定する「公費負担者番号」及び「受給者番号」（受給者番号等）	令和６年３月１日
9	防衛省の職員の給与等に関する法律第22条第６項に規定する「自衛官診療証記号・番号等」	令和６年４月１日